

## 末松安晴賞受賞候補者選定手続

(平成26年9月16日 制定)

(平成27年2月16日 改正)

(平成28年2月16日 改正)

選奨規程第35条による末松安晴賞受賞候補者の選定は、この手続に従って行う。

1. 末松安晴賞委員会委員長（以下委員長と略称する）は、末松安晴賞委員会委員（委員長を含み 以下委員と略称する）及び正員に対して、選奨規程第20条による受賞候補者について、所定の用紙（別に定める）により毎年11月末までに2名連名の記名推薦を公募する。（推薦者のうち少なくとも1名は被推薦者とは同じ機関でないこと。）
2. 委員長は、前項の推薦候補者につき年齢条件適格性の確認後、書類の欠落、候補の重複などを整理し、推薦候補者リストを作成する。（前年度に推薦され、次点又は次々点になった者は、年齢要件を満たす場合、1回に限り当年度のリストに加える。）
3. つぎの手順により受賞候補者、次点及び次々点を決定する。
  - (1) 各委員は、全ての推薦書を比較評価し、「A. 学術界貢献」と「B. 産業界貢献」の2つのカテゴリーそれぞれについて上位3名以内を選定し、1位：3点、2位：2点、3位：1点として順位付けした「委員評価リスト」を作成する。推薦候補者数が3名未満の場合や、該当順位者がいないと判断した場合は、ブランクの順位があってもよい（例えば、1位はブランクで2位と3位のみとするなど）。
  - (2) 委員長は、各委員の「委員評価リスト」の得点を集計し、カテゴリーごとに、得点の多い者から順位をつけた上位3名以内の「審査対象者リスト」を作成する。また、得点と同数の者があって、上位3名で切れない場合は、3位タイの者全てを「審査対象者リスト」に残す。
  - (3) 委員会は、「審査対象者リスト」において、同一人物が両方のカテゴリーに入った場合は、審議の上、いずれかのカテゴリーのみに残す。1位の得点者が複数の場合は、選定委員会出席委員による多数決で1位を決定するものとし、同数の場合は、委員長が決定する。
  - (4) 委員会は、(3)の審査対象者リストにより受賞候補者を審議決定する。併せて、次点、次々点として次年度の推薦候補者リストに残す者を決定する。
4. 委員長は、前項によって決定した受賞候補者の氏名と業績大要を示した調書を作成して4月下旬までに理事会に諮り承認を得て受賞者を決定する。